

令和8年度 豊田市立敷島小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

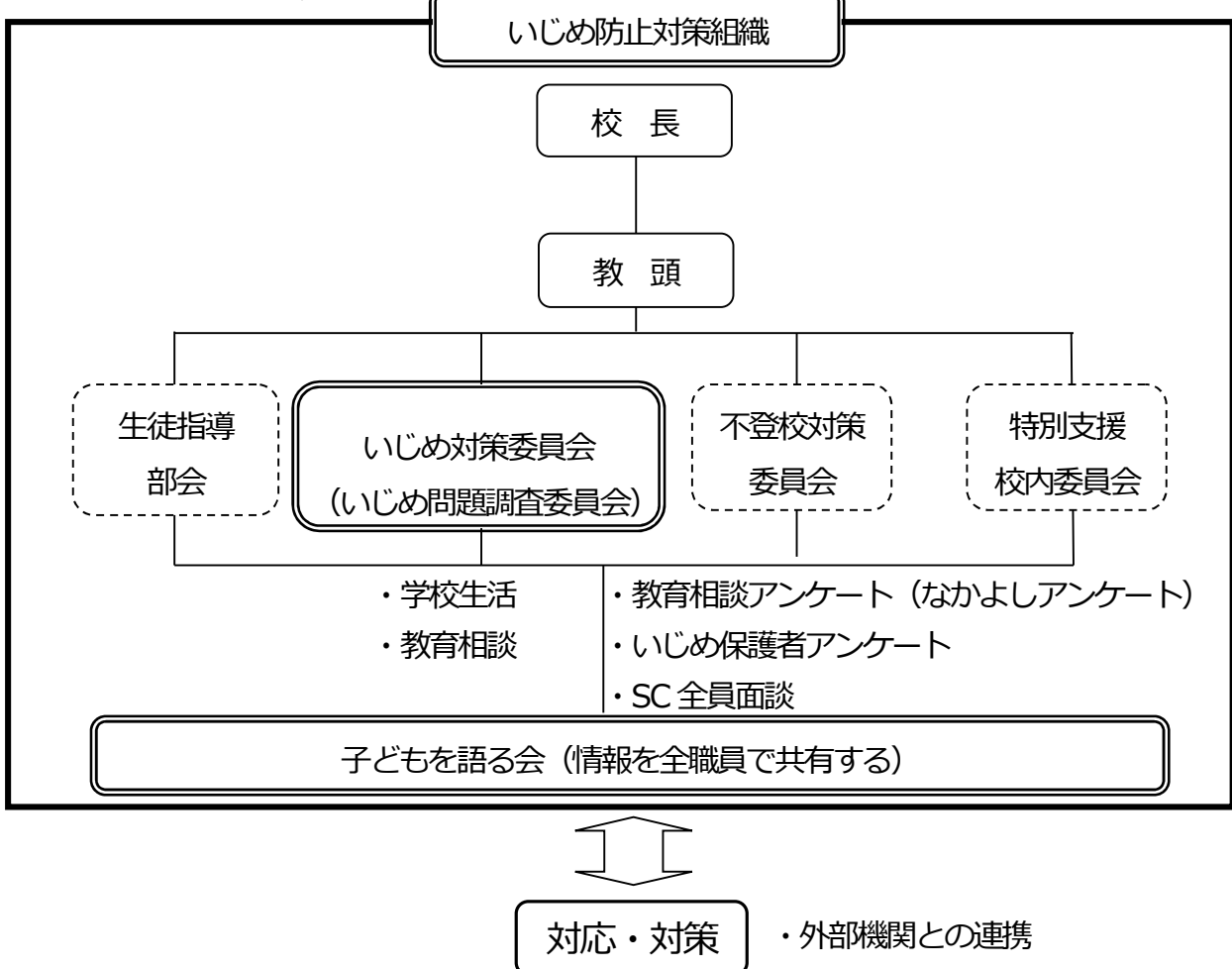
いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめの防止等に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、小規模校のよさを生かし、個に応じた指導を行っていく。また、全校による活動・異年齢の縦割りグループによる活動を多く取り入れた児童相互の共感的な人間関係づくりと、道徳教育の充実により、問題の未然防止に努める。また、教職員は、児童一人一人のよさや善行を見つけて認めることで、一人一人の自己有用感を高め、「仲間を大切にし、思いやりある豊かな心で関わる子」「自分で考え、主体的に粘り強く行動できる子」を育成し、魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込まずに組織として対応する。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教員による教育相談の視点を教職員で共通理解して「点検と見直しのためのチェックシート」や「いじめ保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談アンケート（なかよしアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対処）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ組織的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。
- ・いじめ解消の判断をする（判断は、3（4）に基づいて行う）。
- ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

○校長 ○教頭（教育相談コーディネーター） ○教務主任 ○校務主任
○養護教諭（教育相談主任）、担任 等

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える

○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー
○主任児童委員 ○学校運営協議会委員 ○PTA代表者 等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会・子どもを語る会」の開催時期

- ア 日常の児童の実態を全職員で共通理解して、対応策や検討の方針を徹底するとともに、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、毎月1回、「いじめ対策委員会・子どもを語る会」を開催する。
- イ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童とふれ合う時間を確保し、会話、表情、態度などを観察する中で変化や危険信号を見逃さないようにする。また、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするこ

とがないよう細心の注意を払うことを継続して行い、教職員と児童及び児童相互の好ましい人間関係をつくる。

- イ 多様な活動を通して、一人一人のよさや善行を認め、それぞれの児童が自己有用感や達成感をもって安心して生活を送ることができる学級や学校づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図り、生命の尊重、正義感、思いやりの心を育て、児童が自らいじめについて考え主体的に行動できるよう、授業や行事、いじめ防止の標語づくり等を計画する。
- エ デジタル・シティズンシップを推進し、児童が ICT 機器やインターネット、SNS の正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 児童一人一人の人間関係調整力を育み、規律正しい態度で主体的に参加、活躍できる授業づくり、集団づくりに努める。
- カ 教育相談では一人一人の児童が自分の問題に気づき、自ら問題や悩みを解決し、自己実現を図ることができるよう援助する。
- キ 学級通信、連絡帳、個別懇談会、道徳の授業・情報モラル授業の公開等により、家庭との情報交換を密にして、家庭と学校が互いに協力し、一貫した方針で指導にあたるようにする。

(2) 早期発見の取組（年間計画）

- ア 教育相談アンケート(7月、12月、2月)や、なかよしアンケート(4月、9月)を定期的実施する。また、スクールカウンセラーが児童一人一人と面談を行う機会を設け、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教員チェックシートを定期的に（7月、12月、2月の年3回）実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめや困りごとについて相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- オ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱えこんだりすることがないようにする。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載していることを知らせ、保護者が早期発見できるようにする。
- キ 「保護者いじめアンケート」を定期的（10月、年1回）に実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告し、事実確認を丁寧に行い「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対処する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、パレクとよた、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団作りを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面

談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめが解消したと判断する目安〉

- ・いじめに係る行為が止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかにコピレク豊田(教育委員会)に報告し、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) ①いじめを受けた児童への支援 ②いじめを行った児童 ③周りの児童への指導 ④保護者への支援・助言に努める。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A (PLAN→DO→CHECK→ACTION) サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教員による点検と見直しを年3回(5、11月、2月)、「いじめ保護者アンケート」を年1回(7月)実施し、いじめ対策委員会で取組の検証・見直しを行う。

6 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修(OJT研修)を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・「学校いじめ防止基本方針」は、4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

〈R8 取組の年間計画〉

	いじめ対策	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認	○はあとラウンジやSCの児童・保護者への周知 ○学級開き	○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○身体計測 ○通学団会 ○「なかよしアンケート」	○授業参観 ○PTA総会
5月	D	○敷島っ子アドベンチャー(縦割り班活動)		○個別懇談会
6月		○学校保健委員会		○棒の手練習開始 ○授業公開日 ○学校保健委員会
7月	C ○全教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施 →検証	○情報モラル指導(ネットモラル) ○学校保健委員会 ○生徒指導主任による指導	○通学団会 ○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	○個別懇談会
8月	C ○中間評価→検証			○敷島夏祭り ○築羽夏祭り
9月	A		○「なかよしアンケート」 ○身体計測	○授業公開日 ○家庭教育講演会
10月	P ○いじめ保護者アンケートの実施			○愛校作業 ○運動会 ○あさひまつり
11月	D			
12月	C ○全教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施 →検証	○人権週間(講話・いここ見つけ) ○生徒指導主任による指導	○通学団会 ○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	○個別懇談会 ○権利学習プログラム ○保護者アンケート
1月			○身体計測	
2月	A ○学校自己評価 ○全教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施 →検証		○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	○学習発表会 ○学校運営協議会 ○学校評価アンケート結果の検証
3月	P ○校内関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会 ○生徒指導主任による指導	○文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめの調査 ○通学団会	
通年	○子どもを語る会(月1回) ○「いじめ対策委員会」の設置 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長の講話 ○縦割り班による異学年交流 ○道徳教育・体験活動の充実	○子どもを語る会(月1回) ○発育測定(年3回) ○SCによる相談 ○健康観察の実施	○「しきしまの家」交流活動 ○ふるさと学習 ○学校ホームページにいじめサイン発見チェックシート(保護者用)の掲載

※いじめが発生した場合は、全教職員で共通理解のもと、対応していく。

※P(プラン):計画、D(ドゥー):実行、C(チェック):評価、A(アクション):改善